

エンドユーザーライセンスおよびサポート条件

本文書は、当社（お客様の所在地が北米または中南米の場合は Blue Prism Software, Inc.、それ以外の場合は Blue Prism Limited）がお客様に対して提供するデジタルワーカーに適用される条件を記載したものです。当社は、加えて、別の条件が適用されるアドオン、ユーティリティ、API その他のテクノロジーも提供できることについてご留意下さい。

本文書ならびに本文書に付属する別表および添付書類（注文書を含みます（「**注文書**」とは Blue Prism の注文書またはかかる条件を組み込んで当社と合意したその他の文書に記載された注文をいいます））は、本文書の対象事項に関して両当事者が合意した内容のすべてを記載したものであり、お客様が当社製品およびサービスを使用する際の条件を定めています（以下「**本契約**」といいます）。お客様と当社が書面により別途合意した場合を除いて、お客様が最初の注文を行う際に両当事者が署名するエンドユーザーライセンスおよびサポート条件がお客様に適用されます。お客様が使用できるソフトウェア（「**本ソフトウェア**」）および当社が提供するサポートについては、当該初回注文の注文書に記載します。本契約は、お客様と当社またはお客様とリセラーとの間で取り交わす注文書類に記載された日付に開始し、同注文書類に記載されたライセンス期間の終了時まで継続しますが、本条件に従って早期解除が行われる場合はその限りではありません。

1. 製品のライセンスおよびサポート

1.1 当社がお客様の注文を承諾した場合、当社は当該注文書に記載された数量につき本ソフトウェアのライセンスキーを生成し、当該注文書に記載されたサポートを提供します。当社がお客様にライセンスキーを発行する場合、本ソフトウェアがお客様に提供された際の形式で本ソフトウェアを使用する権利を、非独占的なライセンスとしてお客様に付与します。注文書に別段の記載がある場合を除いて、当社は 12 カ月間有効なライセンスキーをお客様に提供します。本契約の終了以前にライセンスキーが失効した場合、お客様による本契約の違反がない限り、当社は追加のライセンスキーを発行します。当社は本契約の全期間にわたりこの再発行を行います。お客様はライセンスキーの取得により、単一インスタンスの本ソフトウェアを単一の本番環境に導入すること、バックアップ、テスト、開発またはアーカイブに必要な範囲で複製すること、および当社がお客様に提供するすべての文書資料を利用することが可能になります。なお、本ソフトウェアおよびそれらの資料を併せて「**本製品**」とします。

1.2 お客様のライセンスにより、お客様およびお客様の関連会社は、お客様（およびお客様の関連会社）のビジネスプロセスを自動化する目的で（お客様の顧客のためにお客様が自社のビジネスプロセスを自動化する場合を含みます）、お客様のユーザーを通じて本ソフトウェアを使用することが可能となります。お客様の「**関連会社**」とは、お客様をコントロールする者、お客様にコントロールされている者、またはお客様をコントロールする者と同じくコントロールされている者をいいます（このとき、「**コントロール**」とは議決権持分の 50% 以上を直接または間接に保有することをいいます）。また、お客様の「**ユーザー**」とは、従業員、個人の請負業者またはお客様にサービスを提供するサービスプロバイダーの従業員であって、当社がお客様に提供する本製品の使用をお客様が許可する対象をいいます。お客様の関連会社およびユーザーならびに（お客様がサードパーティーによるホスティングを利用する場合は）ホスティングプロバイダーのすべての作為および不作為については、それらをお客様の作為および不作為とみなし、お客様が責任を負うものとします。本文書に記載されている場合を除いて、本契約は、本製品を第三者に譲渡すること、第三者にサブライセンスすること、複製すること、第三者に提供することもしくは利用させること、または第三者のために使用することをお客様に許可するものではありません。本契約は、本製品を改変もしくは改造すること、または本ソフトウェアを人間に可読な状態にすることをお客様に許可するものではありません。お客様は本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行うことはできません（ただし、この制限にかかわらず、それらの行為が適用法令により明示的に許可されている場合を除きます）。

1.3 お客様は、本製品の過度の使用または付与されたライセンスの範囲を超えた使用が行われた場合、それが監査により発覚したかどうかを問わず、本製品の過度の使用分または当該ライセンスの拡張分の対価を当社の標準的な料金体系に基づいて支払うことに同意するものとします。

2. セキュリティおよびアップデート

2.1 当社は本ソフトウェアからウイルスまたはその他の悪意あるコードを排除するために合理的な手段を講じます。

2.2 当社は本製品に随時変更（改良またはセキュリティ対策など）を加える場合があるほか、アップデート版をお客様に提供します。

3. 当社の保証

2.

3.

3.1 当社は、本ソフトウェアがその技術文書に記載されている最小技術要件を満たす環境で使用された場合、本ソフトウェアがすべての重要な点について当該技術文書の記載どおりに動作することを保証します。当社が本項の保証規定に違反した場合、お客様の救済手段は、当社に対して本ソフトウェアの修正版を提供するよう請求することに限られます。お客様は、本ソフトウェアの最新版では再現できない不具合について、当社がその修正に努める義務を負わないことに同意するものとします。

3.2 また、当社は合理的な技能および注意を用いてサポートを提供することを保証します。当社が本項の保証規定に違反した場合、お客様の救済手段は、サポートの再履行に限られます。

3.3 当社は以下各号を一切認めません（ただし、そのような否認が強行法規により禁止されていない場合に限り）：(i) 否認しなければ本契約の一部とみなされる黙示的な条件および義務、(ii) 本契約に記載していない言明。当社は第三者が行った言明に拘束されません。お客様は、本製品に不具合が一切ないとは限らないこと、および本製品の価格がそれを前提として決定されていることを了承するものとします。

4. お客様の義務

4.1 お客様の義務は以下各号のとおりとします：(i) 法令（輸出管理法令を含みます）に違反する形で本製品を使用することはできません。また、違法な目的で本製品を使用することはできません。(ii) お客様が当社に資料を提供する上で必要なすべての権利、および本契約のためにそれらの資料を使用する権利を当社に付与する上で必要なすべての権利を保有している必要があります。(iii) お客様が本製品とともに使用することを希望している第三者のテクノロジーについて、それを使用するための然るべき権利の許諾を受けている必要があります。(iv) 著作権表示またはその他の表示であって本製品上に表示したものまたは本製品に埋め込んだものを改変、除去または難読化することはできません。(v) 本ソフトウェアのいずれかの部分がオープンソースライセンスの対象となるような形で本ソフトウェアを使用することはできません。お客様はお客様の関連会社およびユーザーにも第 4.1 項を遵守させるものとします。

4.2 お客様は、いずれかの人物が当社に対して請求または法的手続きを提起した場合は当社を弁護すること、および、お客様が第 4.1 項に違反した結果として当社が損失、損害または支出を被った場合は当社に対して補償を行うことに同意するものとします。

5. 知的財産権および補償

- 5.1 お客様は本ソフトウェアを使用して自動化したプロセスおよび手順に対するすべての権利および所有権を保有します。本製品(およびその派生物)ならびに当社が作成した何らかのものに対するすべての権利および所有権は、当社または当社のライセンサーに帰属します。本契約により明示的に付与されたライセンスを除いて、当社のすべての権利は当社が所有しており、かつその他のライセンスは付与されません。
- 5.2 本契約の契約期間中、お客様は、当社が本契約上の義務の履行および本契約上の権利の行使を行えるようにするために、本契約に関連してお客様から提供されるすべての資料を使用する権利を、非独占的なライセンスとして当社に付与します。お客様は、当社が本契約を履行する際に取得または開発したすべての一般的な知識、技能、技術およびアイデアを当社が自由に使用できること(ただし、第8条に定める守秘義務の遵守を条件とします)に同意するものとします。お客様が当社にフィードバックを提供した場合、お客様は、当社が当該フィードバックを当社製品の改良その他の目的で使用できることに同意したものとみなされます。
- 5.3 当社は、お客様が第 5.4 項を遵守することを条件として、(i) お客様が本契約に従って本製品を使用したことにより第三者の知的財産権が侵害された旨を主張する法的手続き(「知的財産請求」)が第三者により提起された場合、当該知的財産請求からお客様を弁護します。(ii) 当該知的財産請求の和解金額として当社が同意した金額または管轄権のある裁判所が当該知的財産請求の結果としてお客様に対して最終的に賦課した金額(上訴権がない場合)についてお客様への補償を行います。この補償は、元の申し立てが行われた理由が以下各号のいずれかである場合には適用されません: (i) お客様が本契約に違反したもしくは本契約を履行しなかった、または本契約の範囲を超えて本製品を使用した、(ii) 本製品を改変した(当社が行った改変を除きます)または当社がアップグレードを勧めたにもかかわらず本製品の最新でないバージョンを使用した、(iii) 本製品を第三者のマテリアルと組み合わせ使用した、(iv) 知的財産請求が提起されたことを知った後に本製品を使用した(ただし、当社が使用の継続に同意した場合を除きます)。何者かの知的財産権が侵害された旨の申し立てに関する当社の義務および責任については、本第 5.3 項にすべて記載しています。
- 5.4 お客様が上記の補償を享受するためには以下各号すべてが必要となります: (i) 知的財産請求が提起されたことを知った場合は直ちに(かつ、どのような場合でも 10 日以内に)当社に通知すること、(ii) 当社が知的財産請求の調査、弁護および和解を(当社の費用負担により)単独で主導できるよう取り計らうこと、(iii) 知的財産請求に対する弁護(当社の費用負担による)に関して当社が要求する妥当な範囲の支援を提供すること、(iv) 書面による当社の承諾を事前に得ずに、知的財産請求に関連した支払いまたは責任の是認を含む行為を行わないこと、(v) 知的財産請求の対象となっている本製品の使用を直ちに中止すること(ただし、当社が使用の継続に同意した場合を除きます)。
- 5.5 知的財産請求が提起された場合(または提起された可能性がある)と当社が判断した場合、当社は任意に以下各号を行うことができます。(i) お客様による本製品の使用を継続できるようにする権利を取得すること、(ii) 権利侵害が発生しないように本製品を置換または改変すること、(iii) お客様に書面で通知した上で本契約を直ちに解除し、本ソフトウェアについて支払われた料金のうち契約解除以降の期間に対応する部分の払い戻しを行うこと(この払い戻しは損害賠償に代えて行うものであり、当社が過失を認めたことにはなりません)。

6. 責任

- 6.1 過失、詐欺もしくは詐欺的な不実表示を原因とする死亡もしくは身体傷害に対する責任、第 8 条の違反に対する責任、第 11.2 項の補償規定に基づく責任、お客様による当社の知的財産権の侵害もしくは本契約に記載した使用制限の違反に対する責任、または排除もしくは制限が法律上認められない責任については、本契約の規定により制限または排除されることはありません。

- 6.2 利益の逸失、営業権の損失、費用削減機会の逸失、収益機会もしくは事業機会の逸失、データの消失もしくは毀損、社会的評価の毀損、または間接的損害、特別損害もしくは派生的損害に対する責任については、両当事者がそれらの損害が発生する可能性を認識していたかどうかにかかわらず、かつそれらの損害の発生原因が契約、不法行為(過失を含みます)、厳格責任、強行法規上の義務その他のいずれであるかを問わず、両当事者はそれらに対する責任を一切負わないものとします(ただし、第 6.1 項の適用を前提とします)。

- 6.3 本契約に關係して生じる各当事者の責任の総合計額は、損害の発生原因が契約違反、不法行為(過失を含みます)、厳格責任、強行法規上の義務その他のいずれであるかを問わず、各年について、注文されたデジタルワーカー 1 台当たり 12,000 米ドルに等しい金額を超えないものとします(ただし、第 6.1 項の適用を前提とします)。

7. 監査

当社は独立の第三者である監査人に依頼して ISO/IEC 27001 規格上の監査を定期的に実施しています。お客様からの請求があれば、当社はその詳細を提供します。当社は、お客様による本契約の遵守状況を検証するために、十分な期間を設けて通知した上で、お客様の記録の検査および複製を行うことができます(当社が自ら行う場合と外部監査人に依頼する場合との両方を含みます)。お客様は、該当の記録の入手・閲覧および該当の人員への接触を当社に許可すること、および監査の実施を十分支援することに同意するものとします。また、お客様は検査実施前の妥当な時点までにお客様の標準的な安全衛生ポリシーを当社に提供し、当社はそれらの指針を遵守します。監査の結果、本製品の過度の使用または付与されたライセンスの範囲を超えた使用が判明した場合を除いて、当社は監査費用を負担します(上記の使用が判明した場合、お客様は、当社が正当に根拠を示しうる監査費用を支払うものとします)。

8. 機密保持

- 8.1 機密であることが表示されている情報または性質上機密である情報は「機密情報」とします。各ライセンスキーは当社の機密情報です。以下各号のいずれかに該当する情報は機密情報に含まれないものとします: (i) 本契約の違反またはその他の守秘義務違反によらず公知となった情報、(ii) 守秘義務を負うことなく第三者から合法的に取得した情報、(iii) 機密情報を参照することなく独自に開発した情報。
- 8.2 各当事者は他方当事者の機密情報の機密を保持するものとし、他方当事者から承諾を得ずにそれらの情報を本契約以外の目的で使用してはならないものとします。本契約以外の目的で機密情報を第三者に開示してはならないものとし、本契約上の目的で開示する場合は開示する当事者が当該第三者に本条の守秘義務を遵守させるものとします。法令または管轄権を有する裁判所もしくは規制機関の命令により開示が義務づけられる場合は、本条の規定にかかわらず開示を行うものとします(ただし、その場合でも、必要な範囲および必要な目的での開示に限り行うものとします)。
- 8.3 本第 8 条は本契約の終了または早期解除後も無期限に存続するものとします。無期限の存続が適用法令上許可されない場合、本第 8 条は本契約の終了または早期解除から 5 年間にわたり存続するものとします。
- 8.4 両当事者は、本契約の契約期間全体にわたり、本第 8.4 項に従って相互の関係を公表することができます。各当事者は、他方当事者が書面により事前に承諾した場合を除いて(この承諾を不当に保留または遅延させることはできません)、プレスリリースまたはその他の対外発表(「パブリシティ」)を行うことはできません。Blue Prism は当社が公表している顧客リストでお客様の名称およびロゴを(他の顧客と並べて、かつ他の顧客以上には目立たない形で)使用することができます。各当事者が他方当事者のロゴ図案をパブリシティに使用する場合は、商標およびロゴの使用に関する当該他方当事者の指針に従って使用するものとします。

9. データ保護

- 9.1 本契約において、「データ保護法」とは、本契約に基づいて取り扱われる個人データに適用されるすべてのプライバシー法をいい、「個人データ」とは、データ保護法によって定義される「個人データ」または同等の用語を意味します。
- 9.2 両当事者は、データ保護法に基づいて両当事者に(それぞれ)適用される義務を遵守することに合意します。お客様にサポートを提供する目的で、当社は、お客様と連絡を取ることができるように限られた個人データ(「顧客管理情報」)を受け取る必要が生じることがあります。当社は、顧客管理情報を除きお客様からいかなる個人情報も受け取ることを望まず、お客様はかかる個人情報を当社に開示しないことに合意します。サポート上の問題により追加情報を当社に提供する必要が生じた場合、お客様は、当該情報に個人データが含まれないように、当該情報を匿名化し、編集し、またはその他の方法で変更しなければなりません(「クレンジングされた情報」)。
- 9.3 お客様が第 9.2 項に違反して個人データを当社に提供した場合、当社は、そのデータを削除し、クレンジングされた情報が当社に提供されるまで、関連するサポート上の問題に関連してサポートの提供を停止する権限を得るものとします。お客様が不注意により第 9.2 項に違反して個人データを当社に提供した場合、お客様は、サポートの提供または両当事者が書面で合意したその他の事項(「正当目的」)を目的として個人データの取り扱いを行う「取扱者」または同等の者(データ保護法の定義に基づく)として当社を任命するものとします。また、本第 9 条の残りの規定が適用されるものとします。
- 9.4 お客様は、正当目的のために、当社が他国に個人データを転送すること、および第三者に個人データの取り扱いを行わせることを認めます。当社の関連する第三者の取扱者は <http://portal.blueprism.com/agreements> に掲載されており、当社は外注した義務の履行について引き続き一義的な責任を負います。当社が個人データの新しい取扱者を用いる場合、当社は個人データへのアクセスを許可する前までに当該リストを更新します。また、当社は法令上義務づけられる標準的な契約条件をそれらの方に賦課します。お客様は、当社がリストを更新してから 10 営業日以内に、合理的な根拠に基づいて新しい取扱者の選任に異議を唱えることができます。その場合、当社は、その者を用いることなくお客様にサポートを提供可能かどうか(またはそれ以外の形でお客様の異議を解決可能かどうか)を検討するものとします。それらが可能ではない場合、当社は新しい取扱者に個人データの取り扱いを行わず、サポートを中止することができます。
- 9.5 当社は、個人データの偶発的または違法な破壊、滅失および改変ならびに個人データの不正な開示(「セキュリティインシデント」)から個人データを保護するために技術的および組織的な措置を講じます。セキュリティインシデントの発生を把握した場合、当社はお客様に対して、不当に遅延させることなくその旨を通知し、お客様が負っている報告義務をお客様が履行する上で有用な情報を提供します。また、当社はセキュリティインシデントの影響を解消または緩和するために合理的な措置を講じます。当社は個人データにアクセスできるすべての人員に守秘義務を負わせます。
- 9.6 個人データのデータ主体からの請求または照会もしくは苦情に対応するためにお客様が当社の支援を必要とする場合、当社は合理的な支援をお客様に提供し、当該支援の費用を負担します。ただし、当社から追加的なリソースを提供する必要があると判断した場合は除きます(その場合には、追加費用の発生前にお客様に通知します)。個人データに関する連絡を当社自体が受けた場合、当社はそれを直ちにお客様に通知します。当社による個人データの取り扱いにより、データ主体のデータ保護権および自由に対して大きな危険が生じると当社が判断した場合、当社はその旨をお客様に通知し、法令上義務づけられるデータプライバシー影響評価に十分協力します。
- 9.7 当社は、本契約の解除または終了後に、当社が保有している個人データ(法令を遵守するために保有が必要なものを除きます)またはバックアップシステムにアーカイブした個人データを破棄また

は返却します。本第 9 条は当社が個人データを保有している限り当該個人データに適用されます。

- 9.8 また、個人データについて当社が行っている文書記録の閲覧をお客様に許可し、当社による本第 9 条の遵守状況についての書面による監査質問にも回答することにより、当社は監査および調査に協力するものとします。

10. 解除

- 10.1 各当事者は、他方当事者が重大な違反をなし、かつ当該違反を是正するよう求める通知を行ってから 30 日以内に当該違反が(是正可能であるにもかかわらず)是正されなかった場合に、他方当事者に書面で通知した上で本契約を解除することができます。
- 10.2 お客様は、本契約の解除または終了後直ちに、本製品のすべてのコピーをお客様のシステムから削除して返却(または当社が同意した場合には破棄)し、それらを完了した旨の確認書面を提出し、および、当社に支払うべき金額を直ちに支払うものとします。本契約の解除または終了の日までに既に発生していた権利、救済、義務または責任は、本契約の解除または終了により影響を受けないものとします。

11. 紛争の解決および請求の実行

- 11.1 一方の当事者が、他方当事者が本契約に違反したと確信している場合、当該他方当事者に書面で通知を行い、違反と確信した内容を明確に説明するものとします。その場合、両当事者は、違反があれば是正の手段を講じるなど、協力して問題の解決に当たるものとします。その後 20 営業日以内に問題が解決しない場合、各当事者は法令、衡平法の原則またはその他による救済を求めることができます。その場合でも、各当事者は裁判所から暫定的な救済を得ることができるものとします。
- 11.2 当社が本契約に関して何らかの責任を負う相手方はお客様のみであり、第三者に対しては責任を負いません。当社による違反の結果として関連会社またはユーザーが損失を被った場合はお客様が当該損失を被ったものとみなし、お客様は(本契約の他の規定に基づいて)当該損失の回収を求めることができます。その交換条件として、お客様は、関連会社またはユーザーが当社に対して直接提起した請求について当社を弁護および補償するものとします。お客様がサードパーティーによるホスティングまたはその他のサービスプロバイダーを利用する場合、お客様はそれらのサービスプロバイダーが当社に対して行う請求につき当社を弁護および補償するものとします。
- 11.3 お客様の所在地が北米または中南米以外の場合:(i) 本契約(契約外の紛争または請求を含みます)は英国法に準拠して解釈するものとし、両当事者は英国の裁判所が排他的管轄権を有することを承諾します。(ii) 本契約により契約当事者でない者に何らかの権利または便益が付与されること(1999 年契約(第三者の権利)法による付与かどうかを問いません)は一切ありません(ただし、それとは異なる規定が明示されている場合を除きます)。
- 11.4 お客様の所在地が米国またはカナダである場合:(i) 本契約はニューヨーク州法を準拠法として同法に従って解釈するものとし、抵触法または法選択の原則は適用しないものとします。両当事者はニューヨーク州ニューヨーク市に所在する裁判所が排他的管轄権を有することを承諾します。本契約はいかなる場合でも国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用を受けません。準拠法により許可される最大限の範囲において、本契約が想定する取引は、いずれの法域で施行されるいずれのバージョンの統一コンピューター情報取引法も適用されず、その影響も受けません。(ii) 両当事者間に紛争が生じた場合、両当事者は、その紛争がいずれかの法域の法廷における法的手続きの形をとるか仲裁の形をとるかにかかわらず、弁護士に相談した上で、陪審員裁判を提起する権利を自発的に放棄するとともに、適用法令上許容される最大限の範囲で、すべての事象を判事または仲裁人に判断させて陪審員を介在させないことに同意するものとします。(iii) 本契約の規定または本契約に關係するその他の規定の執行または解釈を求めて法的行為またはその他の手続きが開始された場合、敗訴した側の当事者は弁護士の報酬およびコストを負担するものとします。この場合、「費用」には裁判またはその他の手続きのコストならびに専

- 門職および弁護士の報酬および費用を含みますがそれらに限られません。(iv) 本契約に基づく訴訟は、訴訟原因が契約であるか不法行為であるかを問わず、当該行為の発生から 2 年後以降に開始することはできません。
- 12. 雑則**
- 12.1 各当事者は、通常の制御が及ばない理由により義務の履行が不能となる、または遅滞する可能性がある場合、その旨を他方当事者に直ちに通知すれば、当該履行不能または履行遅滞について責任を負いません(ただし、支払いを行う義務を除きます)。
- 12.2 本契約の何らかの規定により、本契約の当事者でない第三者に何らかの権利または便益が付与されることはありません(ただし、それとは異なる規定が明示されている場合を除きます)。お客様は、当社が書面により事前に承諾(この承諾を不当に遅延させることはできません)した場合を除いて、本契約の処分または本契約への担保設定を行うことはできません。
- 12.3 本契約の契約期間中および本契約終了後 6 カ月間について、各当事者は、他方当事者の従業員であって本ソフトウェアの提供または受領に従事している(または従事していた)者に対して自社への入社を勧誘することはできません。ただし、当該他方当事者の従業員のみを対象としたものではない一般の公開求人広告に当該従業員が応募することは可能です。
- 12.4 本契約の変更および本契約の規定の放棄は書面により行う必要があります。権利の放棄を一度行ったとしても、将来にわたり権利を放棄するものとはみなされません。本契約上の権利および救済は他の権利を阻害しません。本契約の規定(または規定の一部)が無効または執行不能となった場合でも他の規定の効力は継続します。
- 12.5 本契約は両当事者が合意および相互に理解した内容をすべて記載したものであり、同一の対象事項について両当事者が合意した他のいかなる内容にも優先します。